

○羽曳野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施規則

(制定 平20.3.31規則12)

改正 平20.7.1規則31 平23.6.1規則21
平24.3.30規則30 平25.3.29規則43
平25.7.12規則63 平26.9.19規則60
平26.12.26規則80 平27.12.28規則71
平28.3.31規則29

(目的)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けている小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付すること(以下「給付」という。)により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小児慢性特定疾病児童等 法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。
- (2) 保護者 法第19条の3に規定する保護者をいう。
- (3) 医療受給者証 法第19条の3第7項に規定する医療受給者証をいう。

(対象者及び用具の種目等)

第3条 小児慢性特定疾病児童等に対して給付する日常生活用具(以下「用具」という。)は、別表第1の種目の欄に掲げるとおりとし、その対象者は、それぞれ同表の対象者の欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等であつて、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法の規定により住民基本台帳に記録されている者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の施策の対象とならない者

(申請)

第4条 用具の給付を希望する対象者の保護者(以下「申請者」という。)は、日常生活用具給付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を福祉事務所長(羽曳野市福祉事務所設置条例(昭和34年羽曳野市条例第103号)に規定する福祉事務所の長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 申請者は、申請書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者及び申請者と生計を一にする民法(明治29年法律第89号)第877条の扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)の前年分(1月から6月までの申請にあつては、前々年分)の所得税の額を証する書面
- (2) 医師の診断書(様式第2号)又は医療受給者証の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉事務所長が必要と認める書類

(給付決定)

第5条 福祉事務所長は、前条の規定による申請があつたときは、調査書(様式第3号)により当該小児慢性特定疾病児童等の身体、経済、介護等の状況を調査し、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 福祉事務所長は、用具を給付することを決定したときは、日常生活用具給付決定通知書(様式第4号)により申請者にその旨を通知するとともに、日常生活用具給付券(様式第5号。以下「給付券」という。)を交付するものとする。

3 福祉事務所長は、用具を給付することが適当でないとしたときは、日常生活用具給付申請却下通知書(様式第6号)により申請者にその旨を通知するものとする。

(用具の給付等)

第6条 福祉事務所長は、用具の給付について、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。

(費用の支払命令等)

第7条 福祉事務所長は、用具の給付を受ける者又はその保護者(以下「納入義務者」という。)に対し、その負担能力に応じて当該用具の給付に要する費用の全部又は一部を業者に支払うべき旨を命ずるものとする。

2 前項の規定により福祉事務所長が支払いを命ずる額(以下「支払命令金」という。)は、1月に給付する用具の合計金額につき別表第2に掲げる金額。ただし、1月に供する用具の合計金額が支払命令金を下回る場合は、当該合計金額とする。

(1)及び(2) 削除

3 納入義務者は、業者から用具の納品があったときは、給付券に添えて前項の規定による支払命令金を当該業者に支払わなければならない。

4 業者は、申請者に用具を納品したときは、当該用具の費用に係る請求書に前項の給付券を添えて福祉事務所長に請求しなければならない。

5 福祉事務所長は、業者から前項の規定による請求があったときは、別表第1の基準額(給付にかかる用具の価格が基準額を下回る場合は、当該用具の価格)から第2項の規定に基づく支払命令金を控除した額を、業者に支払うものとする。

(支払命令金の変更等)

第8条 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当する者であって特に必要と認めるものについては、前条第1項及び第2項の規定に基づく支払命令金を変更することができる。

(1) 支払命令金を納付する資力がないと認める者

(2) 不慮の災害により支払命令金の支払能力を喪失した者

(3) 前2号に掲げる者のほか、福祉事務所長が特に必要と認める者

2 前項の規定により支払命令金の変更を受けようとする者は、支払命令金額変更申請書(様式第7号)を福祉事務所長に提出しなければならない。

3 福祉事務所長は、前項の支払命令金額変更申請書を受理したときは、速やかに可否を決定し、支払命令金額変更承認(不承認)通知書(様式第8号)により申請者に通知しなければならない。

(用具の使用方法及び管理)

第9条 福祉事務所長は、給付を受けた者(以下「受給者」という。)に対し、当該用具の使用等について指導を行うものとする。

2 受給者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 福祉事務所長は、受給者が前項の規定に違反した場合は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第10条 福祉事務所長は、給付の状況を把握するため、日常生活用具給付台帳(様式第9号)を作成しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(羽曳野市重度障害児、重度障害者等日常生活用具給付等事業実施規則の廃止)
- 2 羽曳野市重度障害児、重度障害者等日常生活用具給付等事業実施規則(平成17年羽曳野市規則第20号)は、廃止する。
(羽曳野市重度障害児、重度障害者等日常生活用具給付等事業実施規則による処分等に関する経過措置)
- 3 この規則の施行前において、羽曳野市重度障害児、重度障害者等日常生活用具給付等事業実施規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則(平20.7.1規則31)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。(平20.7.1施行)
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の羽曳野市難病患者等及び小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施規則別表第3及び別表第4の規定は、この規則の施行日以後にされた日常生活用具給付申請に係る支払命令金について適用し、同日前にされた日常生活用具給付申請に係る支払命令金については、なお従前の例による。

附 則(平23.6.1規則21)

この規則は、公布の日から施行する。(平23.6.1施行)

附 則(平24.3.30規則30)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の羽曳野市難病患者等及び小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施規則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている書面は、この規則による改正後の羽曳野市難病患者等及び小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施規則(以下「新規則」という。)の様式により提出された書面とみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平25.3.29規則43)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の羽曳野市難病患者等及び小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施規則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている書面は、この規則による改正後の羽曳野市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施規則(以下「新規則」という。)の様式により提出された書面とみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平25. 7. 12規則63)

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平26. 9. 19規則60)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平26. 12. 26規則80)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の羽曳野市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施規則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている書面は、この規則による改正後の羽曳野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施規則(以下「新規則」という。)の様式により提出された書面とみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。
(羽曳野市福祉事務所長委任規則の一部改正)
- 4 羽曳野市福祉事務所長委任規則(平成24年羽曳野市規則第20号)の一部を次のように改正する。
[次のよう] 略

附 則(平27. 12. 28規則71)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の羽曳野市税条例施行規則、第2条の規定による改正前の羽曳野市生活保護法施行細則、第3条の規定による改正前の羽曳野市特別障害者手当等事務取扱規則、第4条の規定による改正前の羽曳野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第5条の規定による改正前の羽曳野市日常生活用具給付事業実施規則、第6条の規定による改正前の羽曳野市移動支援事業実施規則、第7条の規定による改正前の羽曳野市地域活動支援センター事業実施規則、第8条の規定による改正前の羽曳野市日中一時支援事業実施規則、第9条の規定による改正前の羽曳野市生活支援事業実施規則、第10条の規定による改正前の羽曳野市訪問入浴サービス事業実施規則、第11条の規定による改正前の羽曳野市更生訓練費給付事業実施規則、第12

条の規定による改正前の羽曳野市身体障害者福祉法施行規則、第13条の規定による改正前の羽曳野市知的障害者福祉法施行規則、第14条の規定による改正前の羽曳野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施規則、第15条の規定による改正前の羽曳野市障害児タイムケア事業実施規則、第16条の規定による改正前の羽曳野市障害児通所支援及び障害児相談支援の実施に関する規則、第17条の規定による改正前の羽曳野市障害福祉サービス等の措置等に関する規則、第18条の規定による改正前の羽曳野市精神障害者福祉手帳交付等事務施行規則、第19条の規定による改正前の羽曳野市障害児通所支援等の措置等に関する規則、第20条の規定による改正前の羽曳野市国民健康保険条例施行規則、第21条の規定による改正前の羽曳野市養育医療給付事業実施規則、第22条の規定による改正前の羽曳野市介護保険条例施行規則、第23条の規定による改正前の羽曳野市老人福祉法施行細則及び第24条の規定による改正前の羽曳野市営住宅条例施行規則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている書面は、第1条の規定による改正後の羽曳野市税条例施行規則、第2条の規定による改正後の羽曳野市生活保護法施行細則、第3条の規定による改正後の羽曳野市特別障害者手当等事務取扱規則、第4条の規定による改正後の羽曳野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第5条の規定による改正後の羽曳野市日常生活用具給付事業実施規則、第6条の規定による改正後の羽曳野市移動支援事業実施規則、第7条の規定による改正後の羽曳野市地域活動支援センター事業実施規則、第8条の規定による改正後の羽曳野市日中一時支援事業実施規則、第9条の規定による改正後の羽曳野市生活支援事業実施規則、第10条の規定による改正後の羽曳野市訪問入浴サービス事業実施規則、第11条の規定による改正後の羽曳野市更生訓練費給付事業実施規則、第12条の規定による改正後の羽曳野市身体障害者福祉法施行規則、第13条の規定による改正後の羽曳野市知的障害者福祉法施行規則、第14条の規定による改正後の羽曳野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施規則、第15条の規定による改正後の羽曳野市障害児タイムケア事業実施規則、第16条の規定による改正後の羽曳野市障害児通所支援及び障害児相談支援の実施に関する規則、第17条の規定による改正後の羽曳野市障害福祉サービス等の措置等に関する規則、第18条の規定による改正後の羽曳野市精神障害者福祉手帳交付等事務施行規則、第19条の規定による改正後の羽曳野市障害児通所支援等の措置等に関する規則、第20条の規定による改正後の羽曳野市国民健康保険条例施行規則、第21条の規定による改正後の羽曳野市養育医療給付事業実施規則、第22条の規定による改正後の羽曳野市介護保険条例施行規則、第23条の規定による改正後の羽曳野市老人福祉法施行細則及び第24条の規定による改正後の羽曳野市営住宅条例施行規則(以下「新規則」という。)の様式により提出された書面とみなす。

- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平28.3.31規則29)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

種目	対象者	性能	基準額
便器			4,450円

	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)	
		耐用年数 8年	
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円
		耐用年数 5年	
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの(取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	151,200円
		耐用年数 8年	
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円
		耐用年数 8年	
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助等、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	60,000円
		耐用年数 8年	
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	90,000円
		耐用年数 8年	
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	67,000円
		耐用年数 5年	
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円
		耐用年数 5年	
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	70,400円
		耐用年数 5年	
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160円
		耐用年数 3年	
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400円
		耐用年数 5年	
			20,000円

クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	37,800円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの 耐用年数 5年	36,000円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの 耐用年数 5年	157,500円

別表第2(第7条関係)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具支払命令金基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分		支払命令金基準月額(円)	支払命令金加算基準月額(円)	
A階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110	
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その	均等割の額のみ(所得割のない世帯)	C1階層	2,250	230
		所得割の額のある世帯	C2階層	2,900	290
D階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額2,400円以下	D1階層	3,450	350
		2,401～4,800円	D2	3,800	380
		4,801～8,400円	D3	4,250	430
		8,401～12,000円	D4	4,700	470
		12,001～16,200円	D5	5,500	550
		16,201～21,000円	D6	6,250	630
		21,001～46,200円	D7	8,100	810
		46,201～60,000円	D8	9,350	940
		60,001～78,000円	D9	11,550	1,160
		78,001～100,500円	D10	13,750	1,380
		100,501～190,000円	D11	17,850	1,790
		190,001～299,500円	D12	22,000	2,200
		299,501～831,900円	D13	26,150	2,620
		831,901～1,467,000円	D14	40,350	4,040

	1,467,001～1,632,000円	D15	〃	42,500	4,250
	1,632,001～2,302,900円	D16	〃	51,450	5,150
	2,302,901～3,117,000円	D17	〃	61,250	6,130
	3,117,001～4,173,000円	D18	〃	71,900	7,190
	4,173,001円以上	D19	〃	全額	左の基準月額の10%とする。ただし、その額が8,560円に満たない場合は、8,560円。

備考

1 支払命令金月額の特例

- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の支払命令金基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める支払命令金加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、支払命令金月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて支払命令金月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時他の土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。)並びにそれ以外の三親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務

者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

- ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によって計算された所得税の額(所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314号の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下「支援給付」をいう。)をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除をいう。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 支払命令金基準額表の適用時期

この表は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

- 3 支払命令金基準月額欄に「全額」とあるのは、当該給付に係る用具の価格全額を意味する。

4 支払命令金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いを行うものとする。

5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59の2厚生事務次官通知)第4 保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に

準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

様式第1号(第4条関係)
日常生活用具給付申請書
[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)
診断書
診断書
[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)
調査書
調査書
[別紙参照]

様式第4号(第5条関係)
日常生活用具給付決定通知書
[別紙参照]

様式第5号(第5条関係)
日常生活用具給付券
日常生活用具給付券
[別紙参照]

様式第6号(第5条関係)
日常生活用具給付申請却下通知書
[別紙参照]

様式第7号(第8条関係)
支払命令金額変更申請書
支払命令金額変更申請書
[別紙参照]

様式第8号(第8条関係)
支払命令金額変更承認(不承認)通知書
[別紙参照]

様式第9号(第10条関係)
日常生活用具給付台帳
[別紙参照]